報告第9号

令和6年度北本市公営企業の資金不足比率の報告について

令和6年度北本市公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項 の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年8月26日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和6年度北本市公営企業の資金不足比率

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 (%) | 備 考 |
|--------------|------------|------------|
| 北本市公共下水道事業会計 | | 地方公共団体の財政の |
| | | 健全化に関する法律施 |
| | | 行令(平成19年政令 |
| | | 第397号)第17条 |
| | | 第1号の規定により事 |
| | | 業の規模(569,6 |
| | | 17千円)を算定 |

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「一」として記載